

LOGI-ACE

ロジ・エース

(新物流総合保険)



物流リスクに、安心のサポートを



こんな事故でお困りになったことはありませんか・・・？



POINT
1

原材料の仕入から商品の販売まで日本国内での、
さまざまな物流リスクを「オール・リスク担保条件」^(※)で
がっちりサポートします。

輸送中・保管中・加工中・店舗販売中等それぞれに応じた保険を手配する必要はありません。

ロジ・エース1つで保険の契約もれもなく、さまざまな物流リスクに備えることができます。

(※) 保険の対象(貨物)によっては、「オール・リスク担保条件」で補償できない場合があります。

POINT
2

充実した補償内容で、お客さまにぴったりの保険をご用意します。

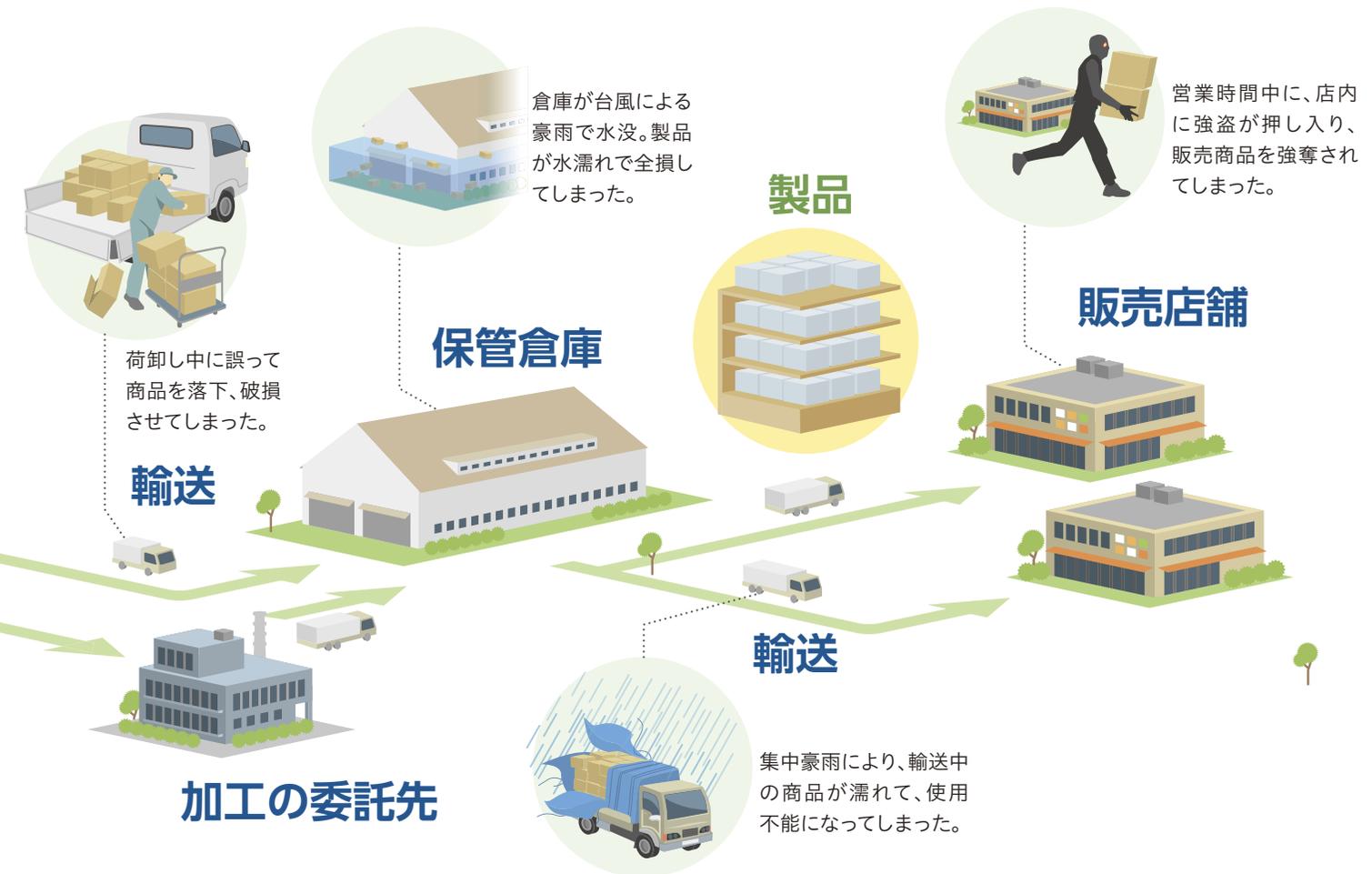
輸送中はもちろん、保管中・加工中・店舗販売中等も場所を特定することなく

1事故につき5,000万円の補償をご用意！

特に手厚い補償が必要な場合は、場所を特定して最高8億円まで補償することができます。

※特定保管場所を設定する場合は、取扱代理店・弊社営業社員までご連絡ください。

業に携わる皆さまの国内流通をお守りする頼りになる運送保険です！



万が一の時にロジ・エースがお役に立ちます。

POINT
3

オプションをセットすることにより補償範囲を拡大できます。

地震危険担保特別約款

地震・噴火、これらによる津波またはこれらに関連のある火災などの事故によって生じた貨物の損害を補償する特別約款です。

貨紙幣類・有価証券担保特別約款

貴社の業務にかかわる現金・小切手・手形などを対象とし、日本国内における輸送中から保管中の損害を包括的に補償する特別約款です。

POINT
4

手続きは簡単です。複雑な手続きをカットしたシンプルな保険です。

お知らせいただく内容は、お客さまの業種と前年度の売上高です。

これだけで保険料が算出できるシンプルな保険です。輸送額等の通知も必要ありません。

※特約のセットなどにより、上記以外の内容をお伺いすることがあります。

基本契約

保険の対象となる貨物

貴社が日本国内に所有する商品(原材料・部品・製品・半製品を含みます。)が対象となります。ただし、この保険の対象とならない貨物、および補償条件が制限される貨物(条件制限貨物)がありますので、ご注意ください。詳細は『保険金をお支払いする主な場合』をご覧ください。



お支払いする保険金

● 輸送中・不特定保管場所

- 日本国内における輸送中、保管中、加工中、納入作業中、店舗販売中に発生した事故により、貴社の所有する貨物(保険の対象)に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。
- 自社工場・自社倉庫だけでなく、加工委託先における保管中、加工中も補償の対象となります。
- 1事故支払限度額*:5,000万円



さらに!

● 特定保管場所

- 手厚い補償が必要な保管場所については、別途、特定保管場所として設定することが可能です。詳しくは6ページをご覧ください。



● 受託貨物

- 貴社が第三者から受託している貨物に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。
- 1事故支払限度額*:時価額を限度に、500万円まで補償します。ただし、輸送中・不特定保管場所・特定保管場所それぞれの支払限度額内での支払いとなります。

※同一の危険事由により複数の事故が発生した場合、これら全体を1事故とみなします。

● 各種費用

- 次の費用についても保険金をお支払いします。ただし、輸送中・不特定保管場所・特定保管場所それぞれの支払限度額内での支払いとなります。

残存物取片付け・廃棄費用



基本契約で補償される損害が発生した場合に、損害の発生した貨物の残存物取片付けや廃棄に必要な費用を保険金として、貨物の損害保険金の10%または200万円のいずれか低い金額を限度に実費をお支払いします。

臨時費用



基本契約で補償される損害が発生した場合に、臨時に生じる費用を保険金として、貨物の損害保険金の10%または200万円のいずれか低い金額を限度にお支払いします。

検査費用



基本契約で補償される損害が発生した場合に、貨物の損害の有無を確認するために必要となった費用を保険金として、100万円を限度に実費をお支払いします。

損害防止費用

基本契約で補償される事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用を保険金として、実費をお支払いします。

継搬費用

基本契約で補償される事故が発生した場合に、貨物を保険証券記載の仕向地に輸送するために要した費用を保険金として、実費をお支払いします。

救助料

基本契約で補償される事故が発生した場合に、救助契約に基づかないで貨物を救助した者に支払った報酬を保険金として、実費をお支払いします。

共同海損分担金

共同海損が発生した場合に、共同海損精算書に基づき被保険者(保険の補償を受けられる方をいいます。)が負担する分担額を保険金としてお支払いします。

保険金をお支払いする主な場合

● 偶然な事故により、貨物に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

たとえば、次のような事故が対象となります。



火災



輸送用具の衝突



風水災



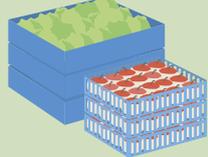
盗難



破損

※『保険金をお支払いできない主な場合』は最終ページをご覧ください。

● 次に掲げる貨物は補償条件を制限させていただいております。

条件制限貨物	補償条件
植木・苗・生花等の植物 	特定危険担保、盗難担保、梱包1個毎の不着担保
青果物、生鮮食料品および 冷凍・冷蔵・保冷・保温等 温度管理される貨物 	温度変化による損害については、次に掲げた事由によって生じた損害のみ担保 (ア) 冷凍・冷蔵・保冷・保温等温度管理のために使用されている機械・装置の破損・故障(保険証券上別段の記載がある場合を除き、6時間以上継続した場合に限ります。) (イ) 貨物を冷凍・冷蔵・保冷・保温等温度管理する収容設備またはコンテナ((ア)の機械・装置を除きます。)の破損・故障 (ウ) 火災、爆発、または輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州
ばら積み貨物(液状、粉状、泥状、気状、結晶状、塊状等の形状で、個数によらず重量または容積により取引が行われる貨物であり、梱包せず輸送用具にそのまま積載して輸送される貨物)	特定危険担保、車両1台毎の盗難担保
生動物(活魚を含みます。) 	特定危険担保により支払われる事故による1頭毎の死亡のみ担保
野積み中(屋根のない場所または軒下に置かれた状態をいいます。)または被覆の完全でない輸送用具に積まれている間の貨物 	特定危険担保

特定危険担保条件とは・・・火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害または共同海損犠牲損害に対して保険金をお支払いする条件です。

ただし、次に掲げる貨物は保険の対象とすることができません。

- ① 不動産
- ② 什器・備品、社有車、レンタル用品等(リース・デモ品等貸出し中商品を含みます。)販売目的でない所有品
- ③ 海上輸送中の貨物(主として陸上を運送される貨物を除きます。)
- ④ 輸出の目的をもって輸出本船、航空機に積まれた以降の貨物
- ⑤ 輸入本船もしくは輸入航空機より荷卸しを開始以前の貨物
- ⑥ 自動車(原動機を有する車両すべて、農耕用作業車を含みます。)
- ⑦ 屋外設置の自動販売機内収容商品
- ⑧ 宝石・貴金属類、美術品・骨董品類、金・銀・白金の地金
- ⑨ 貨紙幣類・有価証券・新株券
- ⑩ 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これに類するもの
- ⑪ テープ、カード、ディスク、ドラムその他これに付随するコンピュータ用の媒体に記録されたプログラムおよびデータ



オプション(特約)のご案内

地震危険担保特別約款

地震・噴火またはこれらによる津波により、基本契約で対象となる貨物が損害を受けた場合、基本契約に従って、この特別約款の支払限度額を上限として実際の損害額をお支払いする特別約款です。『保険金をお支払いできない主な場合』は最終ページをご覧ください。

●支払限度額

保険期間を通じて、以下の支払限度額が限度となります。

- 輸送中・不特定保管場所合算：300万円から1,000万円を設定できます。
- 特定保管場所：

基本契約で設定した特定保管場所

基本契約と同額の設定となります。

基本契約で設定していない特定保管場所

2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円のいずれかで設定できます。(ただし、5箇所までに限ります。)

※ただし、特定保管場所の支払限度額の合計は前年度売上高の15%または8億円のいずれか低い額となります。(複数箇所設定の場合は、それらの総額となります。)



ご注意!

条件制限貨物は、条件制限貨物の補償の範囲内での支払いとなります。
※たとえば、貨物が植木の場合、地震を原因とする火災による損害は補償されますが、地震により生じた破損は補償されません。

貨紙幣類・有価証券担保特別約款

基本契約で対象とならない、貴社の業務にかかわる貨紙幣類・有価証券について、日本国内における輸送中および貴社の店舗・事務所等における保管中に生じた損害を包括的に補償する特別約款です。

●この特別約款で対象となる貨物^{*1}

貨紙幣類

貨紙幣、小切手、トラベラーズチェック、郵便切手、収入印紙、商品券、図書券、クーポン券、プリペイドカード など

有価証券

株券、手形、国債証券、公・社債券 など

●この特別約款の対象とならない貨物^{*1}

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ①新株券 | ⑤被保険者が交通費・旅費等の経費として使用する目的で、役員・使用人に引き渡した以降の現金・乗車券・定期券等 |
| ②金・銀・白金の地金 | ⑥使用有効期限が設定されているものでこれを経過した後のもの |
| ③家計用の貨紙幣類・有価証券 | ⑦電子マネー、キャッシュカード、デビットカード、クレジットカード など |
| ④被保険者以外の法人または個人より輸送または保管を伴う業務を受託したもの | |

※1 この特別約款の対象の詳細については、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

●輸送用具は以下の方法に限りします。

携行便・護送便・書留郵便(簡易書留を含みます)・鉄道貴重品扱^{*2}・航空機貴重品扱^{*2}・自動車貴重品扱^{*2}

※2 貴重品扱とは、運送人に対して貨紙幣類・有価証券であることを告げて運送を委託する輸送方法をいいます。



●保険金をお支払いする主な場合

盗難、火災、爆発、風水災、輸送用具の衝突など偶然な事故により生じた損害に対して、保険金をお支払いします。費用保険金(公示催告・除権決定・株券喪失登録の申請に要した費用、損害防止費用・救助料、拾得者に対する報労金、再作成・再発行費用)もあわせてお支払いします。この特別約款の『保険金をお支払いできない主な場合』については、最終ページをご覧ください。

●1事故支払限度額

貨紙幣類

1,000万円から5,000万円を設定できます。

貨紙幣類・有価証券合算

1,000万円から5,000万円を設定できます。※ただし、貨紙幣類の1事故支払限度額を下回ることはできません。

●免責金額(自己負担額)：0円、30万円または100万円を設定できます。

損害賠償請求権放棄特別約款

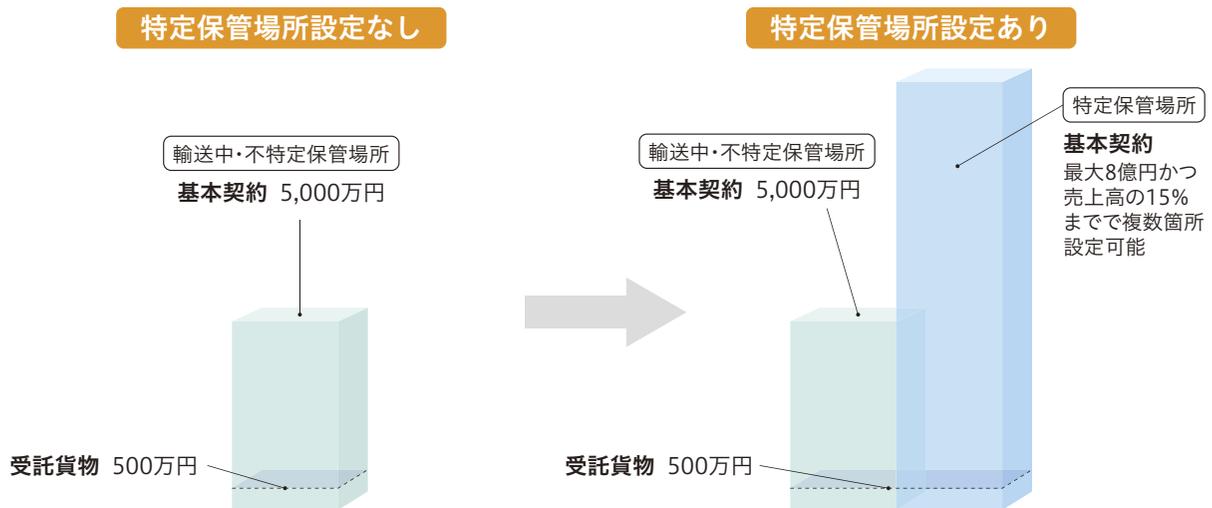
運送業者等に輸送・運送取扱・保管・解体・据付等を委託した貨物に生じた損害に対して保険金をお支払いした場合に、弊社が運送業者等に損害賠償請求をする権利を放棄することを約定する特別約款です。ただし、基本契約で対象となる保険金に限ります。

さらに手厚い補償が必要な皆さまへ！

● 特定保管場所(工場、店舗を含みます。)の設定が可能です！

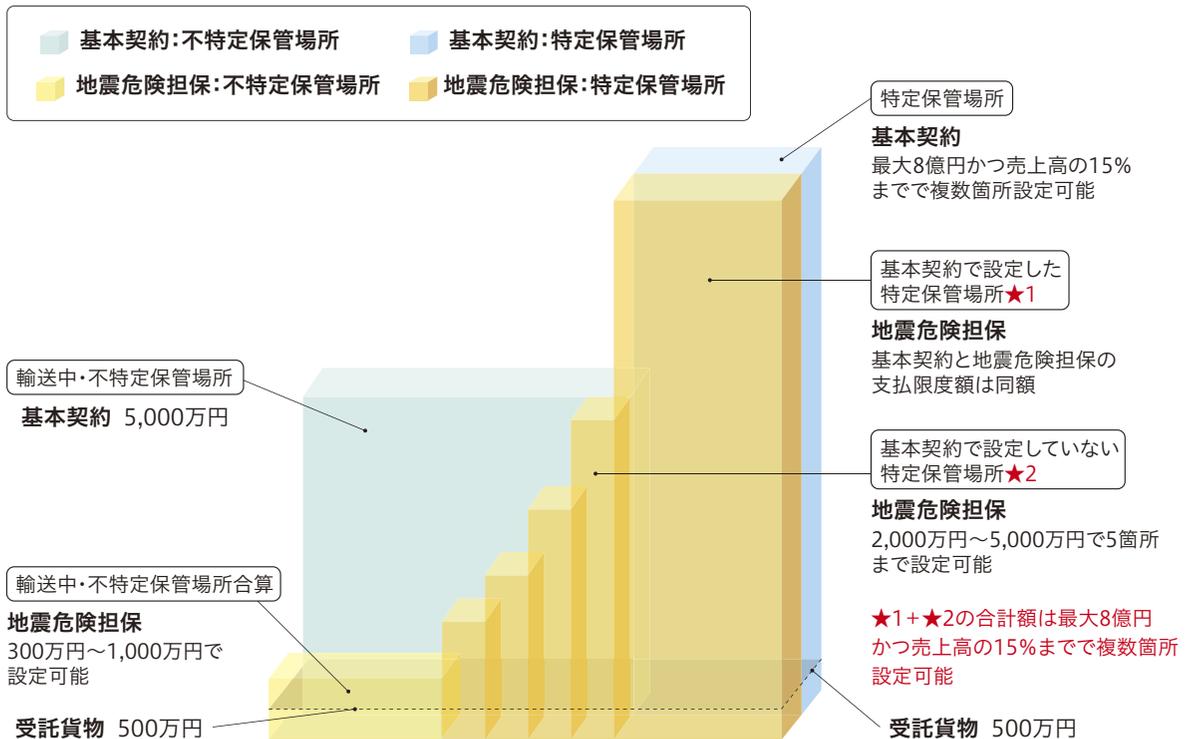
- 在庫額が5,000万円を超える場所については、特定保管場所として必要な支払限度額の設定が可能です。
- 設定する場所の支払限度額合計は、前年度売上高の15%または8億円のいずれか低い額となります。
(複数箇所設定の場合は、それらの総額となります。)
- 特定保管場所は、基本契約の不特定保管場所とは別建の補償となり基本契約の上乗せではありません。
- 特定保管場所を設定する場合は、取扱代理店・弊社営業社員までご連絡ください。

パターン1：地震危険担保特別約款をセットしない場合



※受託貨物は500万円を限度に輸送中・不特定保管場所・特定保管場所それぞれの支払限度額内のお支払いとなります。

パターン2：地震危険担保特別約款をセットする場合



※受託貨物は500万円を限度に輸送中・不特定保管場所・特定保管場所それぞれの支払限度額内のお支払いとなります。

ご契約について

●契約者、被保険者について

企業（製造業、卸売業、小売業）を対象とします。

●輸送用具について

自動車便・鉄道便・航空便（貴重品扱を含みます。）、郵便（書留郵便を含みます。）、その他の輸送用具

●保険期間（保険のご契約期間）

この保険の保険期間は1年間です。保険期間が1年を超える長期契約や1年未満の短期契約のご契約はできません。また、実際にご契約いただく保険期間については、申込書をご確認ください。

●保険料算出に必要な事項

- ①被保険者の業務の内容（お引受できない業種があります。）
- ②直近の年間売上高（この売上高を確認できる決算書類（損益計算書など）をご提出いただけます。）

③保険の対象となる商品の内容（この保険の対象とならない場合や、補償が制限される場合があります。）

- ④特定保管場所の設定のご希望
- ⑤追加されたいオプション（特約）のご希望
- ⑥保険料払込方法のご希望

ご契約と同時に全額を払い込む一時払と年間保険料が30万円以上のご契約に限り12回に分けて払い込む大口分割払があります。また口座振替による払い込みもご利用いただけます。（ただし、口座振替は2013年11月1日保険始期以降のご契約に限ります。）詳しくは、取扱代理店または営業社員までお問い合わせください。

※この保険には、満期返れい金、契約者配当金はありません。

※ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち、未経過の期間に対する所定の保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。特に、分割払を選択したご契約については、原則として追加請求が生じます。

※実際にご契約いただく保険料については、申込書をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

(1) 次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金を支払いません。

- ①保険契約者、被保険者等の故意または重大な過失による損害
- ②貨物の自然の消耗や性質・欠陥による損害（自然発火、むれ、かび、腐敗、変質、変色、さび、蒸発等）
- ③荷造りの不完全による損害
- ④輸送用具が貨物を安全に輸送するのに適していなかったことによる損害
- ⑤運送の遅延による損害、間接損害（慰謝料・違約金等）
- ⑥戦争・内乱、魚雷・機雷の爆発、押収、検疫、公権力による処分による損害
- ⑦ストライキ、集団によりなされた暴力的かつ騒動的な行動による損害
- ⑧地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害（地震危険担保特別約款をセットした場合を除きます。）
- ⑨地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害（地震危険担保特別約款をセットした場合を除きます。）
- ⑩原子核反応等による損害
- ⑪「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為等による損害（「輸送中」については普通保険約款およびテロ危険免責特別約款以外の特約の規定に従い、保険金のお支払いの可否を判断します。）

⑫化学兵器、生物兵器、生物化学兵器または電磁兵器による損害

(2) 「保管中」、「加工中」、「納入作業中」および「店舗販売中」については以下のお支払いしない場合が追加されます。

- ①棚卸しの際に発見された数量の不足による損害
- ②紛失、その他原因不明の数量の不足による損害
- ③貨物の保管場所の所有者・貸人・借人の経済的破綻によって生じた損害（ただし経済的破綻が生じていなかったとしても生じたであろう損害は補償します。）

④「店舗販売中」に生じた万引きによる数量の不足による損害

(3) 「加工作業段階」については以下のお支払いできない場合が追加されます。ただし、①から⑥の事由により火災または爆発が生じた場合における、その火災または爆発により生じた損害を除きます。

- ①通常の加工工程で発生する不良品損害
- ②各種機械または設備の破損、故障、停止または変調による損害
- ③加工工程の欠陥、加工作業をほごす保険の対象の設計上または瑕疵（かし）に起因する損害
- ④各種機械または設備の誤った作業設定および誤った操作による損害（ただし、加工作業中、構内移動中における保険の対象の落下、他物との衝突・接触による破損・まがり損・へこみ損害については補償します。）
- ⑤各種機械または設備を用いない作業員の誤った加工作業による損害（ただし、加工作業中、構内移動中における保険の対象の破損、故障、停止または変調による破損・まがり損・へこみ損害については補償します。）
- ⑥電力の停止または異常な供給による損害

(4) 「納入作業段階」については以下のお支払いできない場合が追加されます。ただし、①から⑤の事由により火災または爆発が生じた場合における、その火災または爆発により生じた損害を除きます。

- ①据付作業、検収作業上の拙劣および瑕疵（かし）による損害
- ②電気的事故および機械的事故による損害
- ③電力の停止または異常な供給による損害
- ④偶然外来の危険によらない保険の対象の破損、故障、停止または変調による損害
- ⑤保険の対象の設計上または瑕疵（かし）による損害 など

貨紙幣類・有価証券特別約款の保険金をお支払いできない主な場合

上記、「保険金をお支払いできない主な場合」(1)に掲げる事由に加え、次の事由による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①債権の回収不能、不渡り、もしくはその他の信用危険または市場価値の下落による損害
- ②「取引相手」の詐欺による損害
- ③偽造・変造・模造もしくは贋造（がんぞう）による損害
- ④身代金の支払いによる損害
- ⑤恐喝による損害
- ⑥保険契約者または被保険者の使用するコンピュータシステム（オンライン端末機

を含みます。）の操作による損害（通信回線を利用した間接的な操作を含みます。）

- ⑦帳簿・伝票の誤記、勘定間違い、事務的・会計的間違いによる損害
- ⑧保管中に生じた外部からの侵入形跡が明らかでない盗難・紛失・その他原因不明の数量不足による損害
- ⑨「携行」中の置忘れ、紛失による損害（拾得者に支払う報労金を除きます。）
- ⑩屋外に設置された自動販売機内に収容されている間の損害
- ⑪通常かつ合理的な輸送過程に該当しないと判断される間に生じた損害（たとえば、遊興の場等へ立ち寄りしている間に発生した損害はお支払いの対象となりません。） など

商品・契約内容に関するお問い合わせは…
富士火災

お客さまセンター
0120-228-386

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。
●平日：午前9:00～午後6:00（年末年始を除きます。）
●土日祝：午前9:00～午後5:00

事故の受付・ご相談は…
富士火災

セイフティ24コンタクトセンター
0120-220-557

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。
24時間・365日
受け付けております。

電話番号はおかけ間違いのないように

ご不満・ご要望のお申し出は…
富士火災

お客さまの声室
0120-246-145

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。
●平日：午前9:00～午後7:00
（年末年始を除きます。）

弊社との間で問題を解決できない場合は…
一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター
0570-022-808

*PHS・IP電話からは03-4332-5241
●平日：午前9:15～午後5:00（12月30日～1月4日を除きます。）
※電話料金はお客さま負担となります。

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書をご用意していますので、必ずお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

●保険料お支払いの際は、「初回保険料口座振替特約」をセットされた場合などを除き、富士火災所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。●ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しないときは、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生したときは、ただちに取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お居けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険募集人（代理店・営業社員）は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っていきます。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4丁目3番20号 神谷町MTビル
TEL.03-5400-6000（大代表）
<http://www.fujikasai.co.jp/>

お問い合わせは